

長野県立総合リハビリテーションセンター 短期入所事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、長野県が開設する総合リハビリテーションセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員が利用者に対し、適切な指定短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な保護を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第171号）」及び「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従事者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 長野県立総合リハビリテーションセンター
- （2）所在地 長野県長野市大字下駒沢618-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関し、職員に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- （2）医師 1名以上
医師は、利用者の日常生活上の健康管理、疾病上の指導及び治療を行う。
- （3）生活支援員 1名以上
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。
- （4）看護師 1名以上
看護師は、利用者の健康管理、医療との連携支援等を行う。
- （5）管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は、4人とする。

（指定短期入所の内容）

第6条 指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- （1）居室の提供
- （2）食事の提供
- （3）入浴又は清拭
- （4）身体等の介護
- （5）生活相談
- （6）健康管理
- （7）その他受給者証に記載のサービス（併設施設における機能訓練等）の提供

（主たる対象者の障がいの種類）

第7条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、身体障がい者並びに精神障がい者（主として高次脳機能障がい者）とする。

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 指定短期入所を提供した際には、利用者から指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、法第29条第3項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 前二項の支払いを受ける額のほか、次に定める費用の支払いを利用者から受けるものとする。

（1）食事の提供に係る費用

ア 朝食1食につき415円（うち食材費相当分298円）

イ 昼食1食につき508円（うち食材費相当分391円）

ウ 夕食1食につき508円（うち食材費相当分391円）

（2）光熱水費 1日につき394円

（3）日用品費の実費

（4）その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

- 4 前三項に係る費用の支払いを受けた場合は、当該費用を支払った利用者に対し当該費用に係る領収書を交付するものとする。

- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所の病院や専門の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第 10 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 11 条 提供した指定短期入所に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待防止のための措置）

第 12 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止に関する委員会の設置及び責任者の選定

（2）苦情解決体制の整備及び窓口担当の設置

（3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から 5 年間保存する。

6 定期的に福祉サービス第三者評価を受け、施設としての評価・改善を図ることとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する

附則

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する